

北栄町立中学校の部活動方針

平成31(2019)年3月
北栄町教育委員会

目 次

- 1 基本方針
- 2 適切な運営のための体制整備
 - (1) 部活動の方針の策定等
 - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
- 4 適切な休養日等の設定
- 5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備
 - (1) 生徒のニーズを踏まえた運動部・文化部の設置
 - (2) 地域との連携等
- 6 学校単位で参加する大会等の見直し

【資 料】

- 別紙1：北栄町立〇〇中学校の部活動に係る活動方針（見本）
- 別紙2：年間活動計画表（見本）
- 別紙3：月間活動計画・実績表（見本）

1 基本方針

- 本方針は、生徒の視点に立った、北栄町立中学校の部活動改革に向けた具体的取組について示すものである。
- 本方針は、平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び平成30年12月に鳥取県・鳥取県教育委員会が策定した「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」並びに平成30年12月に文化庁が作成した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び平成31年3月に鳥取県・鳥取県教育委員会が策定した「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」（以下「国ガイドライン等」という。）に則り、義務教育である中学校段階の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野及び活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツ並びに芸術文化をはじめ、生活文化、自然科学、社会科学及びボランティア等の活動（以下「芸術文化等の活動」という。）に親しむことで、生涯にわたって学び、心身の健康を保持増進し、豊かな生活を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
 - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
 - ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること
 - ・ 部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること
- 学校は、本方針及び国ガイドライン等に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、改革に取り組む。教育委員会は、学校が行う改革に必要な支援等に取り組み、その状況について、定期的にフォローアップを行う。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、本方針に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、以降適宜見直し・更新をしていく。

イ 各部の責任者（以下「部顧問」という。）は、年間の活動計画（活動目標、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記アの活動方針及び上記イの活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 教育委員会は、上記ア及びイに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の運動部及び文化部の設置に努める。

イ 教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置するように努める。なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、サービス（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 教育委員会は、部活動の指導者（部顧問、部活動指導員や外部指導員）を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上、効果的・効率的な指導の在り方並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 校長及び部活動の指導者は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 部活動の指導者は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。

ウ 部活動の指導者は、生徒の体力及び芸術文化等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ及び芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウト※することなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、活動内容の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。 ※心身のエネルギーが尽き果てた状態。燃え尽きること。

エ 部活動の指導者は、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下のとおり設定し遵守する。

○ 休養日

- ・ 学期中（長期休業中は除く。以下同じ。）は、週当たり2日以上休養日（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。）。
- ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設けること。

○ 活動時間

- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。（朝練習を行う場合の時間も含む。）

○ ただし、上記基準は休養日及び活動時間の遵守すべき基準等を定めたものであるため、管理職及び部顧問は生徒の体調管理を最優先に考え、場合によっては活動時間を短縮したり活動日を減らしたりするなど、必要な手立てを講じること。

イ 本方針での「活動時間」とは、スポーツ活動時間及び練習、実演、実験等の時間を意味しており、会場への移動、準備、片付け、ミーティング、試合間の休憩、見学等は含まない。

ウ 熱中症事故防止や安全の確保のため、「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（公益財団法人日本体育協会）平成25年4月改訂」で示されている「熱中症予防運動指針」を参考に、文化部も含め、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努めること。また、活動を実施する場合でも、短時間で効果的・効率的なものとし、気温や湿度のほか、生徒の体調を観察するなど、熱中症対策に万全を期すとともに、高湿度・急な温度上昇の際には速やかに活動を中止するなど、生徒の命や健康を守る対応をとること。

エ 校長は、2（1）アに掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国ガイドライン等を踏まえるとともに、本方針に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

（1）生徒のニーズを踏まえた運動部・文化部の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の部活動が、性別や障がいの有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部・文化部の設置を検討する。

イ 教育委員会及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技や分野の部を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

ウ 校長は、部活動が学校教育活動において教育的効果をもたらすものであることを踏まえつつ、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることに鑑み、部活動への加入は原則として、生徒が自由に選択できるようにする。

（2）地域との連携等

ア 教育委員会及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒がスポーツ、芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々との協力、体育館や公民館、図書館、博物館・美術館などの社会教育施設等の活用、地域のスポーツ団体や芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ、芸術文化等に親しむ活動の環境整備を進める。

イ 教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育及びスポーツ、芸術文化等の活動に親しむ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 教育委員会は、各部が参加する大会・試合や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握し、週末等に開催される大会等や地域の行事等に参加することが、生徒や部活動の指導者の過度な負担とならないよう、大会等や地域の行事等の統廃合や簡素化等を主催者に要請する。
- イ 校長は、教育委員会が定める目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事等を精査する。
- ウ 各学校の運動部・文化部が参加する大会数の上限は、以下を目安とする。
- 運動部が参加する大会は、原則として学校体育団体の主催若しくは共催する大会とする。
 - 文化部が参加する大会は、原則として中学校文化連盟の主催若しくは共催する大会とする。
 - それ以外の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。

北栄町立〇〇中学校の部活動に係る活動方針(見本)

1 部活動の目標

《各校で設定してください》

2 部活動の運営体制について

- (1) 「北栄町立中学校の部活動方針」を遵守します。
- (2) 各顧問が各部活動の活動計画表を作成し、生徒が見通しをもって主体的に活動できるようにします。
- (3) 生徒が、スポーツ・芸術文化等の活動に親しむことで、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるように、適切な指導を行います。
- (4) 生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。

3 休養日

- (1) 学期中・長期休業中とも、週当たり2日以上 of 休養日を設定します。
- (2) 原則、水曜日・日曜日は、休養日とします。
- (3) 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えます。
- (4) 中間テスト前〇日間、期末テスト前〇日間は、部活動を停止します。(土日祝含)
- (5) 長期休業中には、ある程度長期の休養期間を設定します。

4 1日の活動時間

- (1) 学期中の平日は、長くとも2時間程度とします。
- (2) 学校の休業日(学期中の週末を含む)は、長くとも3時間程度とします。
- (3) 活動時間はできるだけ短時間とし、合理的・効率的・効果的な活動を行います。
※「活動時間」とは、スポーツ活動時間及び練習、実演、実験等の時間を意味しており、会場への移動、準備、片付け、ミーティング、試合間の休憩、見学等は含まない。

5 部活動の実施環境の整備

- (1) 部活動への加入は、原則として、生徒が自由に選択できるようにします。
- (2) 地域団体・保護者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・芸術文化等の活動に親しむ環境整備を進めます。

6 学校単位で参加する大会・コンクール等

- (1) 運動部は、原則として学校体育団体の主催若しくは共催する大会等とします。
- (2) 文化部は、原則として中学校文化連盟の主催若しくは共催する大会等とします。
- (3) それ以外の大会等については、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、校長が許可した場合のみ認めます。

北栄町立〇〇中学校(〇〇部)年間活動計画表(見本)

部員数	1年：2名、2年：3名、3年：5名	合計10名	
顧問氏名	第1：〇〇〇〇	第2：□□□□	第3：△△△△ (部活動指導員)
活動日	月、火、木、金、土	休養日	水、日
活動時間	(平日) 月・火・木・金…2時間 (休日) 土…3時間 (9:00～12:00)		
活動場所	第1体育館		

活動目標	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ・人としてのマナーを大切にする。仲間と協力して取り組む。 ・3年間を通して、基本的な技術を身に付ける。 ・県総体3位入賞、中部新人戦優勝
-------------	---

月	参加する大会等	その他(練習試合や参加する地域の行事等)
4月		
5月		県中部練習試合
6月	総体中部予選	
7月	県総体	
8月		県内練習試合(夏季休業中)
9月		
10月	中部新人戦	
11月		
12月		
1月		北栄町新春駅伝大会
2月	ながいもカップ	※ここには、例えば長期休養期間のことや最高学年の活動時期のことなど、部活動ごとに、生徒や保護者に知らせておいた方が望ましいと考えられる事項等を記載してください。
3月		

備考

- ・お盆(8/12～15)、年末年始(1/29～1/3)は長期休養期間
- ・
- ・

「計画表」提出の場合は「実績」を、
「実績表」提出の場合は「計画」を削除して
活用ください。なお、本表はあくまでも見本。

【北栄町立〇〇中学校 月間活動計画(実績)表】(見本)

★毎週水曜日・日曜日は
「ノ一部活動デー」!

校長	教頭	第1顧問	第2顧問	部活動指導員

2019 年

4 月計画表

卓球

部

日	曜	実施時間 (準備・片づけを含む)	うち 活動時間	活動場所	主な活動内容	顧問等の指導時間		
						第1顧問	第2顧問	部活動指導員
1	月	16:30~18:15	1:30	体育館	基礎練習	1:00	0:00	0:00
2	火	16:30~18:15	1:30	体育館	基礎練習	2:00	2:00	0:00
3	水							
4	木	16:30~18:15	1:30	体育館	基礎練習	2:00	0:00	2:30
5	金	16:30~18:15	1:30	体育館	基礎練習	1:00	2:00	0:00
6	土	9:00~12:00	2:30	体育館	基礎練習	2:00	0:00	3:00
7	日							
8	月	16:30~18:15	1:30	体育館	基礎練習	2:00	0:00	0:00
9	火	16:30~18:15	1:30	体育館	基礎練習	2:00	0:00	0:00
10	水							
11	木	16:30~18:15	1:30	体育館	基礎練習	2:00	0:00	2:30
12	金	16:30~18:15	1:30	体育館	基礎練習	1:00	2:00	0:00
13	土	9:00~12:00	2:30	体育館	基礎練習	3:00	0:00	3:00
14	日	9:00~15:00	3:00	倉吉市民体育館	県強化練習	6:00	0:00	4:00
15	月	振替休養日						
16	火	16:30~18:15	1:30	体育館	基礎練習	2:00	2:00	0:00
17	水							
18	木	16:30~18:15	1:30	体育館	基礎練習	2:00	0:00	2:00
19	金	16:30~18:15	1:30	体育館	基礎練習	1:00	1:30	0:00
20	土	9:00~12:00	2:30	体育館	基礎練習	0:00	1:00	3:00
21	日							
22	月	16:30~18:15	1:30	体育館	基礎練習	2:00	0:00	0:00
23	火	16:30~18:15	1:30	体育館	基礎練習	2:00	0:45	0:00
24	水							
25	木	16:30~18:15	1:30	体育館	基礎練習	1:00	0:00	2:00
26	金	16:30~18:15	1:30	体育館	基礎練習	1:00	2:00	0:00
27	土	9:00~12:00	2:30	体育館	基礎練習	2:00	0:00	2:15
28	日							
29	月	9:00~12:00	2:30	体育館	基礎練習	2:00	0:00	3:00
30	火	9:00~12:00	2:30	体育館	基礎練習	2:00	0:00	0:00
活動時間 合計			40:30	指導時間 合計		40:00	18:15	25:30

設定している休養日に活動する場合や、
基本の活動時間と異なる活動をする場合は、
「活動内容」等を詳細に記入してください。

特別な理由で「ノ一部活動デー」に
部活動を行った場合、振替をとること。

管理職は、部や顧問によって、
指導時間数に大幅な違いが
生じないようにチェックしましょう。

※活動時間とは、スポーツ活動時間及び練習、実演、実験等の時間を意味しており、会場への移動、準備、片付け等は含まない。